# 第5節 郵便・信書便事業

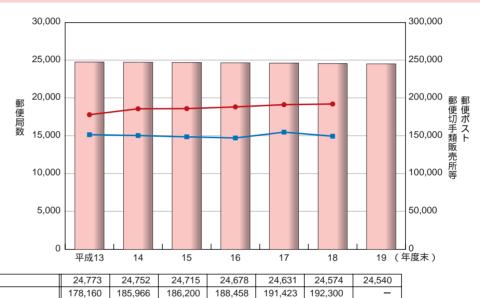
1

# 郵便事業

# (1)郵便事業関連施設数

平成19年度末における郵便局数は2万4,540局(対 前年度末比0.1%減)となっている(図表2-5-1-1)。 この内訳を見ると、直営の郵便局が2万243局、簡易 郵便局が4,297局となっている。また、郵便局を営業中、閉鎖中の別で見ると、営業中が2万4,093局、閉鎖中が447局となっている(図表2-5-1-2)。

### 図表2-5-1-1 郵便事業の関連施設数の推移



147,410

155,069 149,734

- 郵便切手類販売所・印紙売りさばき所 | 151,722 | 150,617 | 148,889 平成19年度末の郵便ポスト及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所の数値は集計中

# 図表2-5-1-2 郵便局数の内訳(平成19年度末)

(単位:局)

営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				
直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	計
郵便局	分室	自勿野使问	い自	郵便局	分室	间勿野使问	い自に	
20,202	32	3,859	24,093	9	0	438	447	24,540

- 「簡易郵便局」は、委託契約により営業している郵便局
- 「閉鎖中の郵便局」は、一時閉鎖として窓口業務を休止している郵便局
- 「閉鎖中の郵便局」の「簡易郵便局」438局のうち、70局においては、移動社員又は渉外社員の出張サービスを実施
- 「営業中の郵便局」の分室32局のうち、1局は、簡易郵便局の一時閉鎖の応急処置として暫定的に設置

郵便局

- 郵便ポスト

# (2)引受郵便物数等

平成19年度における総引受郵便物数等は、 245億2,249万通・個(内国通常引受郵便物 219億2,190万通、荷物(内国小包郵便物) 25億2,787万個、国際郵便物7,272万通)となってい る(図表2-5-1-3)。

## 図表2-5-1-3 総引受郵便物数等の推移



旧郵便法の規定による小包郵便物は、郵政民営化後、貨物自動車運送事業法に基づくサービス(荷物)として提供されている

# (3)郵便事業の財務状況

平成19年度の郵便事業の純利益は、上期は - 1,250億円、下期は694億円となっている(図表2-5-1-4)。

# 図表2-5-1-4 郵便事業損益(決算)

	平成15	16	17	18	19上期	19下期(年度)
純利益	263	283	26	18	<b>-</b> 1,250	694

平成19年度数値は、平成19年10月の郵政民営化前後で、事業体が異なるため、上期(4~9月)、下期(10~3月)に分けて記載している

平成19年度上期の決算は、年賀郵便がない年度前半であるため赤字となっている

平成19年度上期の決算は、共済整理資源の引当金計上の影響を除いている

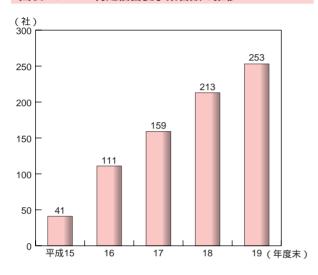
# 信書便事業

# (1)事業者数

平成15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)施行後、一般信書便事業1への参入は行われていないものの、特定信書便事業2への参入は着実に増加しており、平成19年度末現

在で253社が参入している(図表2-5-2-1)。また、提供役務の種類別に見ると、1号役務での参入が比較的多く見られる(図表2-5-2-2)。

#### 図表2-5-2-1 特定信書便事業者数の推移



## 図表2-5-2-2 提供役務種類別・事業者数の推移

(単位:社)

	平成15	16	17	18	19(年度末)
1号役務	22	80	132	176	206
2 <b>号役務</b>	21	48	63	77	96
3 <b>号役務</b>	15	47	73	101	124

複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者とは一致しない

- ・1号役務 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を 送達する役務
- ・2号役務 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務 ・3号役務 国内において、その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

# (2) 売上高

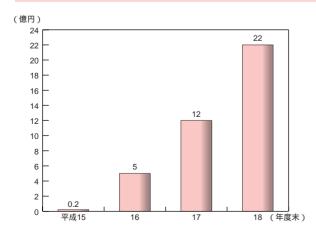
特定信書便事業者の売上高は、着実に増加しており、 平成18年度末で22億円となっており、対前年度末比 83.3%の伸びを示している(図表2-5-2-3)。

# (3)取扱実績

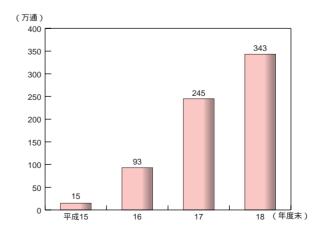
平成18年度末の引受信書便物数は343万通となっており、前年度に引き続き、大幅な伸びを示している

(図表2-5-2-4)。

#### 図表2-5-2-3 信書便事業者の売上高の推移



## 図表2-5-2-4 引受信書便物数の推移



- 1 一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業
- 2 創意工夫を凝らした「特定サービス型」の事業。特定信書便役務(1号~3号)のいずれかをみたす必要がある